

はしがき

～新型コロナウイルスが与える企業決算への影響～

新型コロナウイルス感染症は、2019年11月に中華人民共和国湖北省武漢市で「原因不明のウイルス性肺炎」として初めて確認され、その後は武漢市内から中国大陸に感染が拡がり、2020年1月には、日本国内で初めて感染者が確認されたものである。

この感染症の流行により、当初は旅行関連業者等の売上に急速な落込みがみられたが、2月27日、全国の小中高校が臨時休校となり、3月11日、WHO（世界保健機関）がパンデミックを宣言、3月24日、東京オリンピック・パラリンピックの延期が決定、そして、3月29日、著名タレントが新型コロナウイルス感染のため死去したあたりから、飲食店業の売上が激減し、3月13日に成立した新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づき、2020年4月7日に当時の安倍総理大臣が東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の7都府県に緊急事態宣言を行い、4月16日に対象を全国に拡大したことにより、多くの業種の業績が大きく悪化することとなった。

これを第一波とし、夏の第二波も収まってきた頃に公表された企業業績では、上場企業の2020年4～9月期決算における純利益の合計額が前年同期比38%減の10兆808億円となり、上期としての減益幅は金融危機後の2009年（65%減）に次ぐものとなったことが明らかになった。特に、産業の裾野の広い自動車の苦戦が鉄鋼や部品に連鎖して製造業の純利益は半減し、赤字企業は全体の3割に達し、鉄道や空運の不振が深刻となった（日経電子版2020年11月16日22：00参照）。

一方、2020年12月8日に発表された同年7～9月期の実質GDP成長率2次速報は、前期（4～6月期）比5.3%増、年率換算で22.9%増となり、4四半期ぶりのプラス成長となった。緩やかなが

ら企業の生産・出荷や個人消費が上向き、景気DIが6か月連続でプラスになるなど、徐々に持ち直しの動きもみられる。しかし、第三波となる感染拡大に伴い、政府は2021年1月の月例経済報告で、個人消費や企業景況感を下方修正している。

このような状況下、企業が大きく蒙った損失を税務上も損金とし、また、欠損金が生じた場合はそれを利用して、今後の業績回復に備えたいとする。

本書はそのような企業の要請を鑑み、損失に対する税務上の取扱いを確認するものである。

令和3年2月

税理士 小林磨寿美

第1章

税務における 損失計上の基礎知識

| | | |
|-----|----------------------|----|
| I | 各事業年度の所得計算と損失 | 2 |
| ① | 各事業年度の所得の金額の計算の通則 | 2 |
| ② | 企業会計における損失と費用の違い | 3 |
| ③ | 損失が損金の額に算入される理由 | 3 |
| II | 具体的な損失の種類と考え方 | 7 |
| ① | 損失の種類 | 7 |
| (1) | 非資産性損失 | 7 |
| (2) | 資産性損失 | 7 |
| ② | 資産の評価損と評価換え | 8 |
| ③ | 金銭債権と評価性勘定 | 9 |
| ④ | 低価法と時価法 | 9 |
| III | 欠損金の取扱い | 10 |
| ① | 欠損金の考え方 | 10 |
| ② | 青色欠損金の繰越控除・繰戻還付 | 10 |
| ③ | 災害により生じた損失に係る欠損金額 | 12 |
| ④ | 会社更生等により債務免除等があった場合の | |

| | |
|---|----|
| 欠損金額 | 12 |
| ⑤ 解散した場合の欠損金額 | 13 |
| ⑥ 欠損金の引継制限等 | 14 |
| (1) 適格合併等が行われた場合の特例 | 14 |
| (2) 特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用 | 15 |
| (3) 特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入 | 15 |
| (4) 特定株主等によって支配された欠損等法人の資産の譲渡等損失額の損金不算入 | 15 |

| | |
|-------------------------------|----|
| IV 損失の発生と申告・納付に関する特例 | 16 |
| ① 申告・納付等の個別延長規定 | 16 |
| ② 納付の猶予制度 | 17 |
| (1) 国税徴収法151条及び151条の2による換価の猶予 | 17 |
| (2) 国税通則法46条による納税の猶予 | 18 |
| (3) 新型コロナ税特法3条による特例猶予 | 18 |

第2章 棚卸資産

| | |
|------------------------|----|
| I 棚卸資産の簿価切下げに係る会計上の取扱い | 22 |
| II 売残り・棚ざらし商品の廃棄損 | |

| | |
|--|----|
| 譲渡損 | 23 |
| ① 商品の販売形態と棚卸資産 | 23 |
| (1) 預り品 / 23 | |
| (2) 預け品・積送品 / 23 | |
| (3) 未着品 / 23 | |
| (4) 返品商品 / 24 | |
| ② 売残り品をメーカーに返品した場合の 取扱い | 24 |
| ③ 廉価販売を行う場合 | 24 |
| ④ セット販売をする場合 | 25 |
| ⑤ 売残り品の廃棄処分 | 26 |
| ⑥ 廃棄損の見込み計上 | 26 |
| ⑦ 売残り品の寄附 | 27 |
| (1) 寄附に係る基本的考え方 / 27 | |
| (2) 商品廃棄として行われるものとするもの / 27 | |
| (3) 被災者に対する提供として行われるもの / 29 | |
| (4) 広告宣伝のために商品を提供する場合 / 31 | |
| | |
| Ⅲ 陳腐化商品等の評価損 | 32 |
| ① 評価損の計上要件 | 32 |
| ② 評価損計上のポイント | 33 |
| ③ 季節商品 | 33 |
| ④ 新製品発売による陳腐化商品 | 34 |
| ⑤ 準ずる特別の事実 | 35 |
| (1) 品質変化等の場合 / 35 | |
| (2) 風評被害の場合 / 35 | |

| | |
|-------------------|----|
| ⑥ 返品された商品についての注意点 | 36 |
|-------------------|----|

| | |
|-------------------------|----|
| IV 部品及び仕掛品・半製品の 廃棄損等 | 38 |
|-------------------------|----|

| | |
|------------------|----|
| ① 部品のデッドストックと除却損 | 38 |
| ② 補修用部品在庫調整勘定の設定 | 38 |
| ③ 仕掛品・半製品の廃棄損 | 39 |
| ④ 仕掛品・半製品の評価損 | 40 |

| | |
|--------------|----|
| V 原価割れ販売と評価損 | 41 |
|--------------|----|

| | |
|----------------|----|
| ① 問題の所在 | 41 |
| ② 不当廉売に該当する場合 | 41 |
| ③ 不当廉売に該当しない場合 | 42 |

| | |
|------------------|----|
| VI 評価方法（低価法）と評価損 | 44 |
|------------------|----|

| | |
|------------------|----|
| ① 期末棚卸資産の価額 | 44 |
| ② 各評価方法の内容 | 44 |
| (1) 原価法／44 | |
| (2) 低価法／47 | |
| (3) 特別な評価方法／48 | |
| ③ 低価法と評価損 | 48 |
| ④ 評価方法の選定・届出 | 49 |
| (1) 評価方法の届出期限／49 | |
| (2) 評価方法の変更／50 | |

第3章 固定資産

| | | |
|-----|------------------------------|----|
| I | 減価償却資産を取壊し等した場合 の除却損 | 52 |
| ① | 除却価額等 | 52 |
| (1) | 個別償却資産の除却価額 | 52 |
| (2) | 少額の減価償却資産等の除却価額 | 53 |
| (3) | 除却数量が明らかでない貸与資産の除却価額 | 54 |
| (4) | 資本的支出がある場合 | 54 |
| (5) | 総合償却資産の除却価額等 | 56 |
| (6) | 圧縮記帳をしている場合 | 58 |
| (7) | 一括償却資産と少額の減価償却資産の注意点 | 59 |
| ② | 部分除却 | 59 |
| (1) | 部分除却の考え方 | 59 |
| (2) | 所得税法における一部除却の取扱い | 60 |
| ③ | 土地とともに取得した建物等を除却する 場合 | 64 |
| (1) | 土地とともに取得した建物等の取壊費等 | 64 |
| (2) | 土地建物の一括取得が土地所有を目的とされた 裁判例 | 65 |
| (3) | 取り壊した建物等の帳簿価額の損金算入 | 66 |
| II | 減価償却資産を有姿除却した場合 の除却損 | 67 |
| ① | 有姿除却が認められる場合 | 67 |

| | | |
|-----|---------------------------|----|
| ② | 有姿除却が認められた裁判例 | 68 |
| III | 減価償却資産の評価損 | 72 |
| ① | 固定資産の評価損益の取扱い | 72 |
| ② | 固定資産について評価損の計上ができない 場合 | 73 |
| ③ | 評価損の判定の単位 | 76 |
| ④ | 含み損を実現するため譲渡する場合 | 76 |
| IV | ソフトウェアの除却損 | 79 |
| V | 土地の評価損・譲渡損 | 80 |
| ① | 借地権の設定等による譲渡損の計上 | 80 |
| ② | 借地権の設定等による評価損の計上 | 82 |

第4章 有価証券

| | | |
|-----|---------------------|----|
| I | 有価証券の区分 | 86 |
| ① | 有価証券の表示上の区分 | 86 |
| (1) | 売買目的有価証券 | 86 |
| (2) | 満期保有目的等有価証券 | 86 |
| (3) | その他の有価証券（上記以外の有価証券） | 86 |
| ② | 有価証券の評価方法上の区分 | 87 |

| | | |
|------------|--|----|
| II | 有価証券の減損に係る会計上の 取扱い | 88 |
| | ① 時価のある有価証券の減損処理 | 88 |
| | ② 市場価格のない有価証券 | 88 |
| III | 有価証券の評価損 | 90 |
| | ① 市場有価証券等の評価損 | 90 |
| | (1) 市場有価証券等の評価損を計上できる場合／90 | |
| | (2) 株価が50%相当額を下回る場合における株価の 回復可能性の判断基準／90 | |
| | (3) 株価の回復可能性の判断の時期／91 | |
| | (4) 株価の回復可能性の判断基準に該当した場合の 評価損否認金の取扱い／92 | |
| | ② 市場有価証券等以外の有価証券の評価損 | 92 |
| | (1) 市場有価証券等以外の有価証券の評価損／92 | |
| | (2) 市場有価証券等以外の有価証券の価額／93 | |
| | (3) 市場有価証券等以外の株式の価額を財産評価 基本通達により算定する場合／94 | |
| | ③ 売買目的有価証券の評価損益 | 95 |
| | (1) 売買目的有価証券の評価益又は評価損の益金又は 損金算入等／95 | |
| | (2) 時 価 法／95 | |
| | (3) 売買目的外有価証券の期末評価額／96 | |
| | (4) 原価法及び償却原価法／96 | |
| | ④ 企業支配株式等の評価損 | 97 |
| | (1) 企業支配株式等／97 | |
| | (2) 特殊関係株主等／97 | |

- (3) 企業支配株式等の時価／98
- (4) 企業支配株式等の評価損／98

| | |
|--|-----|
| IV 有価証券の譲渡損 | 99 |
| ① 有価証券を譲渡した場合の譲渡損益の計上時期 | 99 |
| ② 有価証券を譲渡した場合の譲渡損益の計算方法 | 99 |
| ③ 有価証券の空売りの譲渡損益の計算 | 100 |
| ④ 有価証券の信用取引等の譲渡損益の計算 | 100 |
| ⑤ 低廉譲渡等の場合の譲渡に係る対価の額 | 101 |
| ⑥ 有価証券の区分変更によるみなし譲渡 | 101 |
| ⑦ 有利発行により取得した有価証券の取得価額 | 101 |
| ⑧ クロス取引により取得した有価証券の取得価額 | 103 |
| | |
| V デリバティブ取引に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入等 | 105 |
| ① 期末未決済取引の損益 | 105 |
| ② デリバティブ取引の範囲 | 105 |
| ③ 繰延ヘッジ処理及び時価ヘッジ処理を行った場合 | 106 |

| | | |
|----|---------------------|-----|
| VI | 為替差損益 | 108 |
| ① | 期末に有する外貨建資産等の取扱い | 108 |
| ② | 外貨建資産等の円換算方法 | 108 |
| ③ | 先物外国為替契約等がある場合の換算方法 | 109 |
| ④ | 外国為替の売買相場が著しく変動した場合 | 110 |

第5章 金銭債権と貸倒れ

| | | |
|---|---|-----|
| I | 貸倒損失 | 112 |
| ① | 法律上の貸倒れ | 112 |
| | (1) 金銭債権が法律上消滅する場合 | 112 |
| | (2) 貸倒損失の計上時期 | 113 |
| | (3) 貸倒損失の損金計上時期についての ケーススタディ | 114 |
| ② | 事実上の貸倒れ | 119 |
| | (1) 回収不能の債権の貸倒れ | 119 |
| | (2) 金銭債権の全額が回収不能であること | 119 |
| | (3) 回収不能と債権者側の事情 | 120 |
| | (4) 回収できないことが明らかになった事業年度に おいて貸倒れとして損金経理をすること | 120 |
| | (5) 金銭債権について担保物があるときは、その担保物 を処分した後であること | 121 |
| | (6) 保証債務は、現実にこれを履行した後であること | 121 |
| | (7) 貸倒損失の損金計上時期についての ケーススタディ | 121 |
| ③ | 形式上の貸倒れ | 123 |

- (1) 売掛債権の特例／123
- (2) 一定期間取引停止後弁済がない場合等／124
- (3) 取立費用に満たない少額滞留売掛債権／125
- (4) 貸倒損失の損金計上時期についての
ケーススタディ／125

④ 貸倒損失の損金計上時期をめぐる問題点についての実務対応 126

- (1) 法律上金銭債権が消滅した場合／126
- (2) 会計認識上金銭債権が不存在である場合／127
- (3) 売掛債権の一定期間取引停止後弁済がない場合等／127

II 貸倒引当金 128

① 長期棚上げによる個別評価金銭債権 128

- (1) 個別評価金銭債権についての貸倒引当金／128
- (2) 書類の保存要件／128
- (3) 長期棚上げ金銭債権に係る個別評価貸倒引当金
繰入限度額／129
- (4) 担保権の実行により取立て等の見込みがあると
認められる部分の金額／130

② 実質判定による個別評価金銭債権 130

- (1) 実質判定による個別評価貸倒引当金繰入限度額／130
- (2) 相当期間の意義／130
- (3) 人的保証に係る回収可能額の算定／131
- (4) 担保物の処分以外に回収が見込まれない場合等の
個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入れ／132

③ 形式基準による個別評価金銭債権 132

- (1) 形式判定による個別評価貸倒引当金繰入限度額／132
- (2) 実質的に債権とみられない部分／133

- (3) 第三者の振り出した手形／133
- (4) 手形交換所等の取引停止処分／134
- ④ 履行遅滞による個別評価金銭債権 …………… 134
 - (1) 外国政府等に対する金銭債権に係る個別評価
貸倒引当金繰入限度額／134
 - (2) 繰入対象となる公的債務者に対する個別評価
金銭債権／135
 - (3) 取立て等の見込みがあると認められる部分の金額／136
- ⑤ 各規定における個別評価金銭債権から
控除するもの …………… 136

第6章 災害及び再生と損失

- I 災害関連費用の取扱い …………… 140
 - ① 災害により滅失・損壊した資産等 …………… 140
 - ② 資産の評価損 …………… 140
 - (1) 棚卸資産の評価損を計上できる事実／140
 - (2) 固定資産及び繰延資産の評価損を計上できる事実／141
 - ③ 復旧等のために支出する費用 …………… 143
 - (1) 資本的支出と修繕費の区分の原則／143
 - (2) 復旧等のための費用のケーススタディ／144
 - ④ 災害損失特別勘定の設定等 …………… 145
 - (1) 災害損失特別勘定の設定／145
 - (2) 災害損失特別勘定の繰入れを行う事業年度等／145
 - (3) 災害損失特別勘定への繰入限度額／146
 - (4) 修繕費用等の見積りの方法／146

- (5) 災害損失特別勘定の取崩し／147
- ⑤ 従業員等に支出する費用 147
- ⑥ 取引先等に支出する費用 149
 - (1) 法人が行う寄附等についての取扱いと通達／149
 - (2) 法人税基本通達の取扱い／150
 - (3) 租税特別措置法関係通達の取扱い／151
 - (4) 国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応 FAQ 関係／153

II 法的整理等一定の事実が生じた場合 157

- ① 法的整理等一定の事実が生じた場合の資産の評価損 157
 - (1) 制度の趣旨／157
 - (2) 会社更生法等の規定による更生計画認可の決定があった場合／157
 - (3) 更生手続における評定が行われることに準ずる特別の事実があった場合／158
 - (4) 民事再生法の規定による再生計画認可の決定その他これに準ずる事実が生じた場合／158
 - (5) 金銭債権の評価損と貸倒引当金／159
- ② 清算中法人等の株式等に係る評価損の取扱い 159

III 子会社等を整理・再建する場合の損失負担等 160

- ① 子会社等の整理や再建の場合に親会社等が
供与する経済的利益の取扱い 160
- ② 子会社等を整理する場合の損失負担等 160
- ③ 子会社等を再建場合の無利息貸付け等 161
- ④ 損失負担等の経済的合理性 161

第7章 その他の損失

- I 損害賠償金 192
 - ① 損害賠償金の性質 192
 - ② 役員等の行為により支払う損害賠償金 194

- II 横領損失の損金算入時期等 196

- III 不正行為等 197
 - ① 不正行為等に係る費用等の損金不算入 197
 - ② 隠ぺい仮装行為に要する費用等の損金
 不算入 197
 - ③ 法人税額等の損金不算入等 198
 - ④ 賄賂等の損金不算入 198

第8章

欠損金の繰越し・繰戻し

| | | |
|-----|--------------------------------|-----|
| I | 青色申告書を提出した事業年度の 欠損金の繰越控除 | 200 |
| ① | 制度の概要 | 200 |
| ② | 繰越控除される欠損金額 | 200 |
| ③ | 改正産業競争力強化法による繰越欠損金の 控除上限の特例 | 202 |
| II | 青色欠損金の繰戻しによる還付 | 203 |
| ① | 繰戻還付と適用停止 | 203 |
| ② | 中小企業者の欠損金の繰戻しによる還付 | 204 |
| | (1) 制度の概要 | 204 |
| | (2) 還付金額 | 204 |
| | (3) 適用要件 | 204 |
| ③ | 新型コロナ税特法の特例 | 205 |
| III | 災害損失欠損金の繰越控除及び 繰戻還付 | 206 |
| ① | 制度の概要 | 206 |
| ② | 災害により生じた損失に係る欠損金額の 繰越控除 | 206 |

| | |
|--|-----|
| ③ 災害により生じた損失に係る欠損金額の 繰戻還付 | 207 |
| (1) 制度の概要 / 207 | |
| (2) 還付金額 / 207 | |
| (3) 適用要件 / 207 | |
| (4) 青色欠損金の繰戻還付制度との比較 / 208 | |
| ④ 災害により生じた損失の額 | 208 |
| (1) 災害損失欠損金に該当するものの例 / 209 | |
| (2) 災害損失欠損金に該当しないものの例 / 209 | |

IV 会社更生等により債務免除等があった場合の欠損金額

| | |
|---------------------------------|-----|
| ① 更生手続開始の決定があった場合 | 210 |
| (1) 制度の概要 / 210 | |
| (2) 欠損金額の範囲 / 210 | |
| ② 再生手続開始の決定等があった場合 | 211 |
| (1) 制度の概要 / 211 | |
| (2) 再生手続開始の決定に準ずる事実 / 211 | |
| (3) 欠損金額の範囲 / 212 | |

V 解散した場合の欠損金額

| | |
|--------------------------------|-----|
| ① 期限切れ欠損金の損金算入 | 213 |
| (1) 制度の概要 / 213 | |
| (2) 残余財産がないと見込まれるかどうかの判定 / 213 | |
| (3) 欠損金額の範囲 / 213 | |

- ② 解散等の事実が生じた場合の欠損金額の繰戻し 214
 - (1) 不適用措置の適用除外 / 214
 - (2) 解散等の事実 / 214
 - (3) 還付所得事業年度の範囲 / 214
- ③ 完全支配関係を有するものの残余財産が確定した場合の欠損金の引継ぎ 215

VI 欠損金の引継制限等 216

- ① 適格合併等が行われた場合の特例 216
 - (1) 制度の概要 / 216
 - (2) 繰越欠損金の引継制限 / 216
 - (3) 共同事業を行うものとして一定の要件 / 217
 - (4) 支配関係がある場合で一定の要件 / 218
- ② 特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用 218
 - (1) 制度の概要 / 218
 - (2) 問題となる事由 / 219
- ③ 特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入 ... 220
 - (1) 制度の概要 / 220
 - (2) 特定適格組織再編成等と共同事業要件 / 220
 - (3) 適用期間 / 221
 - (4) 特定引継資産、特定保有資産と特定資産譲渡等損失額の計算 / 222
- ④ 特定株主等によって支配された欠損等法人の資産の譲渡等損失額の損金不算入 223
 - (1) 制度の概要 / 223

第9章

申告・納付における 留意点（コロナ・災害）

| | | |
|-----|-------------------------------------|-----|
| I | 申告・納付等の個別延長規定 | 226 |
| ① | 一般的な場合の個別延長規定 | 226 |
| ② | 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関係 にみるやむを得ない理由 | 227 |
| (1) | 感染症に感染した場合 | 227 |
| (2) | 感染症の影響を理由とする場合 | 228 |
| (3) | 株主総会の開催が遅れる場合の法人税及び消費税 の申告等の期限延長 | 228 |
| ③ | 個別延長の手続 | 229 |
| ④ | 中間申告期限の個別延長 | 230 |
| II | 納税の猶予制度 | 232 |
| ① | 国税徴収法151条及び151条の2による 換価の猶予 | 232 |
| (1) | 要件等 | 232 |
| (2) | 猶予期間 | 233 |
| (3) | 担保 | 233 |
| (4) | 延滞税 | 233 |
| (5) | 手続等 | 233 |
| (6) | 効果 | 233 |

- ② 国税通則法46条による納税の猶予…………… 234
 - (1) 要件等／234
 - (2) 猶予期間／235
 - (3) 担保／235
 - (4) 延滞税／235
 - (5) 手続等／236
 - (6) 効果／236
 - (7) 「一時に納付が困難」とは／236
- ③ 新型コロナ税特法3条による特例猶予…………… 237
 - (1) 制度の概要／237
 - (2) 特例猶予を受けられる条件／237
 - (3) 特例猶予の申請期限／239

Ⅲ 消費税の課税事業者選択届出等の提出に係る特例…………… 240

- ① 特定非常災害の特例…………… 240
 - (1) 対象となる事業者（被災事業者）／240
 - (2) 課税事業者の選択又は簡易課税制度の選択／240
 - (3) 継続適用等の解除／241
 - (4) 高額特定資産を取得した場合等／241
- ② 簡易課税制度に係る災害特例…………… 242
 - (1) 制度の概要／242
 - (2) やむを得ない理由の範囲／243
 - (3) 届出時期の特例／243
 - (4) 適用制限等の解除／243
 - (5) 災害等があった課税期間の翌課税期間以後に災害がやんだ場合／244

- ③ やむを得ない事情がある場合の届出特例 …… 245
 - (1) 概 要／245
 - (2) やむを得ない事情の範囲／245
 - (3) 届出時期の特例／246
- ④ 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている場合の特例 …………… 247
 - (1) 概 要／247
 - (2) 対象となる事業者（特例対象事業者）／247
 - (3) 新型コロナウイルス感染症等の影響／247
 - (4) 事業としての収入金額／248
 - (5) 収入の著しい減少があったことを確認できる書類（確認書類）／248
 - (6) 課税事業者選択の変更／249
 - (7) 継続適用等の解除／250
 - (8) 高額特定資産を取得した場合等／251

凡 例

本書では、法令・通達等の表記につき、かっこ内等で以下のよう
に省略している。

| | |
|---|----------------|
| 法人税法 | 法法 |
| 消費税法 | 消法 |
| 国税通則法 | 通則法 |
| 国税徴収法 | 徴収法 |
| 租税特別措置法 | 措法 |
| 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための の国税関係法律の臨時特例に関する法律 | 新型コロナ 税特法 |
| 法人法施行令 | 法令 |
| 消費税法施行令 | 消令 |
| 国税通則法施行令 | 通則令 |
| 法人税法施行規則 | 法規 |
| 租税特別措置法施行規則 | 措規 |
| 法人税基本通達 | 法基通 |
| 所得税基本通達 | 所基通 |
| 消費税法基本通達 | 消基通 |
| 国税通則法基本通達 | 通基通 |
| 耐用年数の適用等に関する取扱通達 | 耐通 |
| 租税特別措置法関係通達（法人税関係） | 措通（法） |
| 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための の国税関係法律の臨時特例に関する法律による納税 の猶予の特例の取扱いについて | 新型コロナ 税特法通達 |

第1章

税務における 損失計上の 基礎知識

I

各事業年度の所得計算と損失

そもそも、法人税法において、「損失」はどのようなものとされ、所得計算において、どのように取り扱われているのだろうか。

① 各事業年度の所得の金額の計算の通則

法人税法22条1項では、各事業年度の所得の金額は、その事業年度の益金の額から、その事業年度の損金の額を控除した金額とするとしており、同条3項では、損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる額とするとしている。

- 一 当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額
- 二 前号に掲げるもののほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額
- 三 当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの

1号は原価についての規定であり、収益との対応が求められている。2号は販売費及び一般管理費であり、期間費用となるものである。そして、3号が損失の額であり、特にその計上について、要件は付けられていない。

この「損失」であるが、法人税法では、条文上の定義規定は存在しない。では、裁判例などではどのように定義しているかということ、「損失とは、災害、盗難等通常の事業活動とは無関係な偶発的要因

により発生する資産の減少をいう」とする、大阪地裁平成7年10月3日判決がある（日新化成事件・大阪地判平7.10.3・TAINS Z214-7587、大阪高判平8.6.28・TAINS Z216-7748、最判平9.11.13・TAINS Z229-8024）。しかし、この定義だけでは、損失がなぜ損金となるのかが説明されない。

② 企業会計における損失と費用の違い

それでは、会計上損失はどのように取り扱われているのであろうか。企業会計における損失と費用の違いは、次のようなものであるとしたものがある（岡村忠生『法人税法講義』（成文堂）42頁）。

- ① 損失が利益に対応したネット（差額、純額）概念であるのに対して、費用は収益に対応したグロス（総額）の概念であること
- ② 損失と収益獲得との間には広い意味での不可避性ないし関連性が認められるのに過ぎないのに対して、費用は収益獲得に直接貢献するものであること
- ③ 損失が非自発的偶発的に発生するのに対して、費用の発生は経常的で企業の意思に基づくこと

なるほど、このように捉えると一定の整理はできそうである。特に上記②の「損失と収益獲得との間には広い意味での不可避性ないし関連性が認められる」というところは、「損失」を捉える上で、ポイントの一つとなりそうである。

③ 損失が損金の額に算入される理由

損失は収益獲得に直接貢献するものでないのであれば、それがなぜ損金となるのかという疑問が生じる。これについて、次のような説明がある（岡村忠生『法人税講義』（成文堂）43頁）。

「損失控除の根拠として一般にいわれるのは、所得獲得活動には

程度に差異はあっても損失発生の可能性（リスク、危険）が必ず存在し、それはある確率で現実化するのだから、損失は所得獲得活動に必然的なコストであるという理由付けである。そして、もし損失控除を認めなければ、課税は、事業や投資における危険負担についての意思決定に中立ではなくなる、つまり、ハイ・リスクの事業や投資を不利益に扱い、萎縮させることになる」と主張される。

さらに、この理由付けから注意すべき点として、次の2点を挙げている。

- ① 事業や投資に関係のない損失は控除すべきでないこと
- ② 危険負担のない損失は控除すべきでないこと

つまり、最初から課税前利益の獲得される可能性がない取引（課税上の損失の作出だけを目的とする取引）は事業又は投資とはいえないから、損失控除は許されるべきでなく、また、租税特別措置等の特別な控除が原因となる損失は、計算上のものであって現実に何かが失われているわけではないから、それに基づく計算上の損失は、控除を認めるべきでないというのである。

これに対し、損失の発生により担税力が損なわれるのであれば、課税所得から控除すべきとする考え方もあろう。しかし、租税回避的行為、タックスシェルターのなものから生じる損失は、いわば故意に担税力が損なわれるようにしたのであるから、担税力の有無だけで控除可能性を判断するのは適切とはいえない。

さらに、法人税法上損金に算入されるとされている支出であっても、常にそれが費用又は損失として損金に算入されるわけではないことを示すものとして、前掲の日新化成事件がある。事実関係は、次のとおりである。

納税者は納税者名義の土地の固定資産税を納付し、法人税等の申告に際し、同額をその納付した日の属する事業年度の損金の額に算入していた。しかし、この土地は、大阪府企業局が事業者向けに分譲した用地で、訴外A社が自社名義に加え、グループ法人である納

税者などから名義を借用して分譲の抽選を申し込んだ結果、納税者名義で申し込んだ分が当選したものであり、納税者の名義を借りることについては事前に納税者の了承を得ていること、本件土地の取得資金は、A社が全額を負担したこと、本件土地の取得のための大阪府との契約関係上の手続もすべてA社が行ったこと、したがって、A社代表者は、本件土地の所有者はA社と認識している旨述べていることが認められる。そこで、原処分庁は、納税者がこの土地の固定資産税を損金に算入することを否認する更正処分等を行ったため訴訟となった。

判決では、法人の納付する租税公課については、確かに、通常はその法人の純資産の減少の原因となる支出に当たり、また、法人税法38条（法人税額等の損金不算入）から41条（法人税額から控除する外国税額の損金不算入）までの規定によれば、固定資産税が同法22条の「別段の定め」の対象に含まれていないが、固定資産税としての出捐が同条3項の「損金」に当たるかについては、同項に規定されている「損金」の概念に該当するか否かにより決せられるべきであるとした。

そして、納税者は納税者名義になっている土地の真実の所有者ではなく、同土地を納税者が業務に利用していたともいえないから、納税者が本件固定資産税をその納付義務に基づいて納付したからといって、納税者の所得計算において、純資産の減少の原因となる支出その他経済的価値の減少を来したものともいえず、納税者の法人税の所得計算上、本件固定資産税を損金と認めることはできないとし、納税者は所有者である訴外A社に対し、右固定資産税相当額についての不当利得返還請求権を有しているものであるとした。そして、現実にも、A社が納税者に対し右不当利得返還義務を履行した場合、これが同社が本件土地を所有することによる費用として同社の法人税の所得計算上損金に算入されるものであるし、納税者からA社に対する右不当利得返還請求権が回収不能となった場合には、

そのことをもって損金処理することが可能であることからすれば、本件固定資産税を損金の額に算入しないからといって何ら不合理、不公平は認められないとして、納税者の主張を斥けた。

この裁判例は、納税義務に基づく支出であっても、法人税法上の損金とならない場合があることを示すものであり、支出の内容を精査することが重要であることを、確認させられるものである。

II

具体的な損失の種類と 考え方

① 損失の種類

所得獲得活動に必然的なコストとしての損失となり得るものについては、次のような類型で二分できる。

(1) 非資産性損失

資産について発生したものでない損失であり、債務の発生によるものである。損害賠償金等がこれに該当する。

(2) 資産性損失

資産について発生したものであり、次のようなものが挙げられる。

- ① 資産が譲渡された場合の損失
- ② 資産が滅失したり、完全に損壊された場合の損失
- ③ 災害等により、資産に著しい物理的な損傷が発生している場合の損失
- ④ 物理的な損傷以外による市場価額の下落で、会計上、強制的な評価換えの対象となるもの。価額が著しく低下し、回復可能性がない場合、あるいは予測することができない減損が生じた場合の損失
- ⑤ 上記に該当しない市場価額の変動による損失

② 資産の評価損と評価換え

上記①(2)の資産性損失のうち、①と②以外は、評価損の損金算入を禁じる法人税法33条の適用が問題となる。

法人税法33条1項では、「内国法人がその有する資産の評価換えをしてその帳簿価額を減額した場合には、その減額した部分の金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない」としている。このように評価損の損金算入を禁じるのは、実現していない損失は損金に算入しないとする法人税法の考え方による。

しかしながら、③の「災害等により、資産に著しい物理的な損傷が発生している場合の損失」については、同条2項の「災害による著しい損傷により当該資産の価額がその帳簿価額を下回ることとなったこと」に該当する範囲内で、損金経理により損金算入が可能である。

また、④の「物理的な損傷以外による市場価額の下落で、会計上、強制的な評価換えの対象となるもの。価額が著しく低下し、回復可能性がない場合、あるいは予測することができない減損が生じた場合の損失」は、法人税法33条2項の「その他の政令で定める事実」である法人税法施行令68条の物損等の事実該当すれば、損金経理により損金算入が可能である。この政令では、棚卸資産の著しい陳腐化、売買目的有価証券以外の有価証券を発行する法人の資産状態が著しく悪化したため、その価額が著しく低下したこと、固定資産の1年以上にわたる遊休状態等の事実等を挙げている。また、それが、会社更生法等の規定による資産の評価換えによる損失であるならば、同法33条3項及び4項で、帳簿価額を減額した金額や評定による一定の評価損について損金の額に算入するとしている。

しかしながら、⑤の「上記に該当しない市場価額の変動による損

❖著者略歴❖

小林 磨寿美〔こばやし・ますみ〕

税理士。横浜国立大学経営学部卒業。

小林磨寿美税理士事務所所長。

東京地方税理士会税法研究所研究員、青山学院大学大学院ビジネス法学科
非常勤講師。

【事務所】

〒243-0018 神奈川県厚木市中町2-13-14サンシャインビル内

【主な著作】

- ・『勘定科目別法人税完全チェックマニュアル』（ぎょうせい）
 - ・『【個人・法人 / 地主・借地人】の取引主体で解きほぐす借地権の税務判断』（清文社）
 - ・『修繕費・改良費及び増改築費用の税務』（大蔵財務協会）
 - ・『税理士が知っておきたい兄弟姉妹の相続』（清文社）
 - ・『実務に役立つQ & A 中小会社における戦略的役員報酬と税務』共著（大蔵財務協会）
 - ・『収益認識の税務と会計の実務』共著（税務経理協会）
 - ・『関係会社間取引における利益移転と税務』共著（大蔵財務協会）
 - ・『個人間利益移転の税務』共著（大蔵財務協会）
 - ・『令和3年度どこがどうなる!? 税制改正の要点解説』共著（清文社）
 - ・『「新・事業承継税制」徹底解説』共著（清文社）
 - ・『相続税申告で迷いがちな債権・債務 法務・税務の取扱いと留意点』（清文社）
 - ・『後発的事由の税務Q & A 申告後の事情変更への対応策』（中央経済社）
- 他多数